

新婚生活の 住居費・引越費用を 補助します!!

(令和7年度 仙台市結婚新生活支援事業)



結婚して新生活を始めるご夫婦を対象に、
新生活のスタートアップにかかる費用(家賃や引越費用等)を補助します。

主な要件

主に次の①～④のすべてを満たす世帯が対象です。

- ①令和7年4月1日から令和7年12月31日までに婚姻した世帯
- ②令和6年分のご夫婦の所得を合わせて500万円未満(※1)
- ③ご夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下
- ④補助金の申請時に仙台市内に居住している

※1：令和6年に奨学金を返済した場合は所得から返済額を控除します。

補助の対象となる費用

令和7年4月1日から令和7年12月31日の間に支払った次の①～④の費用が対象です。(※2)

- ①住宅の賃料(家賃)、敷金・礼金、共益費、仲介手数料(※3)
- ②住宅の購入費用
- ③住宅のリフォーム費用
- ④引越業者や運送業者に支払った引越費用



※2：令和7年12月に婚姻した世帯は令和8年1月末まで支払った費用が対象です。

※3：賃料(家賃)と共益費は3か月分が上限です。

補助金額

補助の対象となる費用のうち次の①、②を上限額として「**実際にご夫婦が支払いをした金額**」を補助します。

- ①婚姻日にご夫婦の年齢がともに29歳以下：上限60万円
- ②その他の世帯：上限30万円



申請方法等

- ①下記の二次元コード(仙台市公式ホームページ)を読み取り、詳細な要件や申請手続きの流れ、必要書類をご確認ください。
- ②オンラインによる申込みにあわせて申請必要な書類一式を、下記問い合わせ先あてに提出してください。



各種お問い合わせ

仙台市子ども若者局若者支援課 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎9階
TEL：022-214-8442 FAX：022-214-8784 メール：kekconsinseikatu@city.sendai.jp